

ウォーターPPP導入可能性調査業務委託事業仕様書

真鶴町上下水道事業におけるウォーターPPP導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）の実施について、真鶴町（以下「発注者」という。）と受託者（以下「受注者」という。）は委託業務の仕様を次のとおり定めるものとする。

1 業務の目的

真鶴町の上下水道事業は、現在、事業の持続性を揺るがす「ヒト・モノ・カネ」の3つの深刻な危機に直面していることから、民間事業者の技術力と創意工夫を長期間かつ包括的に活用し、経営の効率化と施設更新のスピードアップを両立させるウォーターPPPの導入可能性の有無について、2025年度より検討を行っている。

本業務は、真鶴町上下水道事業におけるウォーターPPPの導入に向け、事業スキームの比較検討、VFM（Value for Money）の算定およびサウンディング調査による民間事業者の参画意向把握を行い、上下水道事業一体ないし各々の事業における導入可能性の有無を調査・判定することを目的とする。

（1）将来目標

上下水道事業におけるウォーターPPP導入を検討するにあたり、将来的に本事業を担う事業者が達成すべき目標を次のように想定する。

ア 内閣府、厚生労働省、国土交通省の定めるウォーターPPPの4要件（長期契約、性能発注、維持管理・更新の一体マネジメント、プロフィットシェア）について、事業スキームに応じた要件を充足するとともに、民間の技術力とノウハウを活用し、機動的かつ効率的な事業運営を実現すること。

イ 近年の人口減少等による料金収入の減少、物価高騰等による事業費用の増大により、中長期的に経営を圧迫し続けている収支構造を解消すべく、経営の更なる効率化を図り、最少の費用で最大の収益の計上を目指すとともに、費用削減によるサービス水準の低下を招かないよう留意すること。また、下水道事業にあっては、一般会計繰入金への依存度を低減し、持続可能な収支構造を確立すること。

ウ 県内においても低い水準にある基幹管路の耐震化率を早期に向上させるため、点検・診断から設計・更新工事までを一貫して担うマネジメント体制を構築し、大規模災害時における断水リスクを最小化するとともに、町民の生命と安全な生活を担保すること。

エ 官民における役割分担の整理及び業務の包括化を行い、町職員が高度な政策的判断等にかかわる業務に注力できる体制を構築し、持続可能な執行体制を確保するとともに、経営基盤の強化を図ること。

2 業務内容（全体方針）

受注者は、発注者がこれまでに実施した検討結果を十分に踏まえ、本業務の論点や課題点を具体化したうえで、実現可能な結果を導き出すものとする。

また、真鶴町が直面している「ヒト・モノ・カネ」の3つの危機（職員の不足、県下最低水準の耐震化率、累積欠損金等による資金枯渇のリスク）を深く理解し、上下水道事業の持続性を確保するため、経営、財務及び技術的分野等に関する専門的知見及び受注者の経験に基づく、具体的かつ実効性の高い助言・支援を行うものとする。

本業務の遂行にあたっては、概ね「ウォーターPPP導入検討の進め方について」（第33回 下水道における新たなPPP/PFI事業に向けた促進検討会（令和5年6月29日）資料3-2・国土交通省作成）において示す検討フローに沿って、上下水道事業の現状及び課題を十分に把握・整理し、成果物としてまとめること。

（1）基本方針及び事業スキーム・条件の検討

ア 基礎資料の収集整理・現状把握及び課題の整理

発注者が2025年度までに実施した検討結果を踏まえ、組織体制、財務状況、民間委託の現状を把握すること。特に、先行事例を教訓に、現状の施設情報（図面・台帳等）の電子化・整理状況を精査し、ウォーターPPPの実施に向けた基礎資料等が不足していないか、導入時期の遅延リスクを最小化する観点から論点を整理すること。

イ 業務範囲および対象施設範囲の検討

検討結果を基に、官民連携において民間事業者等に委託する業務範囲および施設範囲を検討する。

ウ 事業スキーム（事業方式）の策定

真鶴町の事業規模に適した持続可能な事業スキームを検討すること。また、町単独の事業規模では市場性、事業性に欠ける場合には、必要に応じて近隣事業者も含めた事業スキームも仮定し、実現可能な事業スキームを柔軟に提案すること。

エ 市場性調査（サウンディング調査）の実施

策定した事業スキーム案について、民間事業者の参画意向や採算性、真鶴町特有の制約条件に対する意見を聴取するサウンディング調査を実施すること。

(2) 導入効果の検証

VFMの検討

町の直営での実施や従来仕様発注での概算事業費と、ウォーターPPPで実施した場合に必要な事業費を比較し、VFMを検討すること。

(3) モニタリング体制及び方法の検討

民間委託後のサービス品質を担保するため、重要業績指標（KPI）の設定や町のチェック体制について検討すること。

(4) 民間企業の意向調査

ヒアリング等の実施

民間事業者等の事業への関心や要望事項等について把握するため、ヒアリング等を実施し、事業スキームに反映すること。

(5) 実施方針等書類の骨子作成

調査結果を踏まえ、次段階の事業者選定（プロポーザル等）に必要な「実施方針」および「要求水準書」等の公募関係書類の骨子案を作成すること。

(6) 報告書の作成

調査検討結果を報告書に取りまとめる。また、発注者の行う内部協議のため、2026年11月末までに(1)から(3)までの結果を概略整理し、発注者の求める資料を提出すること。なお、当該協議の結果必要となる、継続業務に必要な仕様書や検討事業量などについて発注者に対し柔軟に提案するものとする。また、住民向け、議会向けの説明資料について、発注者からの要請に応じ必要な資料を提供すること。

(7) 打合せ協議

受注者は、本業務に必要な状況把握や各部門の担当者協議のため、適宜打合せ協議を実施するものとする。なお、実施回数は、初回協議時、中間打合せ時、報告書提出時の計3回を基本とする。

3 技術者等の配置要件

受注者は、本業務の特質を考慮し、上下水道事業の官民連携（ウォーターPPP）や地方公営企業会計について深い知識と豊富な実務経験を有する技術者を配置し、その氏名・経歴等を町に通知するものとする。

(1) 管理技術者は、本業務の管理および統括等を行う責任者とし、技術士（上下水道部門）の資格を有し、かつ受注者と直接の雇用関係にある者とする。なお、過去10年間に、国または地方公共団体が発注する水道事業または下水道事業いずれかの包括

的な官民連携事業の導入可能性調査に関する業務に従事した経験を有することが望ましい。

- (2) 照査技術者は成果物の内容について、客観的な立場から技術上の照査を行う者とする。管理技術者と同等の資格を有し、かつ受注者と直接の雇用関係にある者であること。なお、上下水道分野の専門的知見を有する観点から、技術士（上下水道部門）の資格を有することが望ましい。
- (3) 担当技術者は本業務を主に担当する者とし、本業務を遂行するための知識および技術を有する者、かつ受注者と直接の雇用関係にある者であること。
- (4) 管理技術者、照査技術者および担当技術者は、相互にこれを兼ねることはできない。
- (5) 受注者は、高度な財政シミュレーションおよびVFMの算定を適切に行うため、少なくとも水道事業または下水道事業に精通した公認会計士、または経営戦略策定実績のある者を配置すること。
- (6) 受注者は、県内においても低い水準にある水道管耐震化率の向上に向け、効率的な施設更新計画の妥当性を評価するため、技術士（上下水道部門）の有資格者を配置しなければならない。
- (7) 住民・議会への事業概要等の説明を見据え、専門用語を排して平易かつ論理的に説明できる資料作成および合意形成支援能力を有する人員を体制に含めること。

4 委託期間

契約締結日から 2027 年 3 月 15 日（月）まで

5 履行方法

受注者は、本業務に基づいて行った確認や助言などにより作成した資料、調査等の結果等についてとりまとめ、成果物として発注者に提出する。

納入物：

- (1) 報告書：3部
 - (2) 市場性調査実施結果報告書：3部
 - (3) 打合せ協議議事録：3部
 - (4) 住民・議会説明用資料：3部
 - (5) 電子データ：2セット（A4版報告書3部及び電子データを格納したCD-R 2枚）
- 納入期限： 2027 年 3 月 15 日（月）

※ただし、中間報告として、2026年11月末までにウォーターPPP導入の是非を判断するための「VFM試算」および「事業スキーム案」の概略結果を報告すること。

納入先：真鶴町都市基盤課上下水道経営係

6 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、業務内容が示された計画書を作成し、速やかに発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

7 業務計画書

受注者は、業務内容に関する計画書の作成に際し、次の項目を記載しなければならない。

- (1) 業務概要
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務実施体制・連絡体制
- (4) 工程計画
- (5) その他発注者と協議し必要とされた事項

8 参考資料

本業務の履行にあたって、受注者が参考とすべきガイドライン・マニュアル等を以下に示す。

図書名	テーマ	公表年月	発行元
性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン	包括的民間委託	平成13年4月	国土交通省都市・地域整備局 下水道部下水道管理指導室長
包括民間委託導入マニュアル(案)	包括的民間委託	平成15年12月	日本下水道協会
水道事業におけるPFI導入検討の手引き	PFI	平成19年11月	厚生労働省 健康局水道課
包括民間委託等実施運営マニュアル(案)	包括的民間委託(処理場)	平成20年6月	日本下水道協会
公民連携推進のための手順書	PPP/PFI	平成24年3月	日本水道協会

下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン	包括的民間委託 (管路)	平成 26 年 3 月	下水道管路施設の管理業務における民間活用手法導入に関する検討会
下水道事業における公共施設等 運営事業等の実施に関するガイドライン (案)	コンセッション	平成 26 年 3 月	国土交通省水管理・国土保全局 下水道部
下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入事例集	包括的民間委託	平成 29 年 3 月	国土交通省水管理・国土保全局 下水道部
水道事業における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定ガイドライン (案)	PPP/PFI	平成 29 年 3 月	厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 水道課
下水道未普及解消のための事業推進マニュアル【官民連携事業導入編】	DB	平成 30 年 3 月	国土交通省水管理・国土保全局 下水道部 国土交通省国土技術政策総合 研究所下水道研究部
処理場等包括的民間委託の履行 監視・評価に関するガイドライン	包括的民間委託 (処理場)	平成 30 年 12 月	(公社) 日本下水道協会
下水道事業における公共施設等 運営事業等の実施に関する ガイドライン	コンセッション	平成 31 年 3 月	国土交通省水管理・国土保全局 下水道部
下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン	包括的民間委託 (管路施設)	令和 2 年 3 月	国土交通省水管理・国土保全局 下水道部
処理場等包括的民間委託導入ガイドライン	包括的民間委託 (処理場)	令和 2 年 6 月	(公社) 日本下水道協会
下水道事業における公共施設等 運営事業等の実施に関する ガイドライン	コンセッション	令和 4 年 3 月	国土交通省水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン	優先的検討規定	令和 5 年 3 月	国土交通省水管理・国土保全局 下水道部
水道事業における官民連携に関する手引き (改訂版)	PPP/PFI	令和 6 年 3 月	厚生労働省健康・生活衛生局水道課
下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第 3.0 版	ウォーターPPP	令和 8 年 4 月	国土交通省水管理・国土保全局 上下水道審議官グループ

9 その他

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって本業務の目的等を十分に理解したうえで業務を行わなければならない。受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行にあたっては、日本語に堪能な者を従事させなければならない。
- (3) 本業務の具体的な業務の進め方及び本業務の遂行において疑義が生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うものとする。